

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（368））
2. 日時：令和2年11月24日 13時30分～17時20分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、植木主任安全審査官、
千明主任安全審査官、服部主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、
宇田川安全審査官、日南川技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

石田技術計画専門職

事業者：

中国電力株式会社

山本執行役員 電源事業本部 部長（原子力安全技術） 他19名※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「4条 地震による損傷の防止」及び「5条 津波による損傷の防止」について、11月12日、11月19日及び11月24日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【漂流物衝突荷重の設定方針】

- 輪谷湾内に面する津波防護施設に衝突する可能性がある対象漂流物について、設計余裕の確保の考え方を説明すること。
- イカ釣り漁業以外の漁業について、島根県漁業調整規則等の関連する規定を説明すること。
- 不確かさに対する設計余裕の確保として津波防護施設から500m以遠の漁船（総トン数19トン）を対象漂流物として考慮する方針について、その考慮を設計上の想定（設計条件）とする方針であるならば、その方針が明確となるよう説明すること。
- 漂流物調査の定期的な調査について、調査物件等の不確かさなどを考慮し、調査頻度が恣意的に判断することがないよう、調査頻度の妥当性を説明すること。

- 船舶諸元を特定できない不定期来港船舶（貨物船等）の漂流物評価について、漂流物としないための具体的な対応方針を船舶諸元の特定ができないことを反映させて説明すること。
- 海域活断層を波源とする津波の入力津波高さ（EL. +4.2m）について、設定に用いた基準津波を正確に記載して説明すること。

【津波による損傷の防止について（第5条）】

- 防波壁の数量について、数量を確認できる図面を追記して説明すること。
- 取水路、放水路からの津波の流入経路について、除じん系配管の貫通部を含め、貫通部を網羅的に整理して説明すること。
- 浸水防護重点化範囲の非常用ディーゼル燃料設備及び排気筒を設置するエリアについて、津波の流入経路がないことを明確にして説明すること。
- 津波高さ一覧表（海域活断層）の基準津波の欄の「海域活断層上昇側最大ケース」について、基準津波としての位置付けを前段で説明すること。
- 津波の流入経路である1号炉放水連絡通路を閉塞する方針により、当該経路が津波の流入経路にならないことを説明すること。
- 津波監視カメラの監視不可範囲について、津波の襲来状況及び敷地内外の状況の監視に及ぼす影響を説明すること。
- 津波監視カメラを1台設置する方針について、故障時の停止期間における対応方針を説明すること。

【地震による損傷の防止について（第4条）】

- 新設する地下水位低下設備について、設置許可基準規則第3条第2項及び第4条を踏まえた目的を明確にし、説明すること。
- 詳細設計段階で実施する三次元浸透流解析を用いた地下水位の評価について、新設する地下水位低下設備の稼働条件を明確にし、説明すること。
- 波及的影響の評価方針について、施設の位置関係に関わる島根2号炉の特徴を明確にし、説明すること。
- 主蒸気系配管等の耐震性及び熱変形に対する設計方針について、新設する支持構造物として粘性ダンパを追記して説明すること。
- 浸水防止設備のうち弁、配管及びポンプについて、許容限界IV_ASを適用する基準適合性を整理して説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし